沖縄県立芸術大学自己点検・評価委員会規程

令和３年４月22日
沖芸大規程第86号

（設置）

第１条　沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）は、沖縄県立芸術大学学則（令和３年沖芸大規則第１号）第２条第３項及び沖縄県立芸術大学大学院学則（令和３年沖芸大規則第２号）第２条第３項の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　委員会は、建学の精神に基づき本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究その他の諸活動、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学の教育研究等の質を保証し向上させることを目的とする。

（所掌事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

⑴　大学評価の基本方針に関すること。
⑵　自己点検・評価の実施要綱の策定に関すること。
⑶　自己点検・評価の実施に関すること。
⑷　自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること。
⑸　自己点検・評価の結果に基づく改善に関すること。
⑹　自己点検・評価の結果に基づく認証評価その他の第三者評価に関すること。
⑺　その他自己点検・評価に関すること。

（組織）

第４条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

⑴　学長
⑵　副学長
⑶　学部長
⑷　研究科長
⑸　附属図書・芸術資料館長
⑹　芸術文化研究所長
⑺　事務局長
⑻　その他学長が必要と認める者

２　前項第８号に掲げる委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

２　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代行する。

（会議）

第６条　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第７条　委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（実施要綱の策定）

第８条　委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、次に掲げる項目を含む実施要綱を策定し、全学的に運営を管理する。

⑴　自己点検・評価の領域及び内容

⑵　自己点検・評価の対象期間及び実施時期

⑶　自己点検・評価報告書の作成、承認、公表

⑷　その他委員会が必要と認める事項

（部局等委員会）

第９条　自己点検・評価を実施するに当たり、別表に掲げる部局等ごとに当該組織名を冠した自己点検・評価委員会（以下「部局等委員会」という。）を置く。

２　部局等委員会は、委員会が策定した実施要綱に従い、部局等ごとの自己点検・評価を行い、その結果を委員会に報告する。

３　部局等委員会の委員の構成及びその選出方法については、委員会が別に定める。

４　部局等委員会の委員長は、当該部局等の長とする。

５　前３項に定めるもののほか、部局等委員会の運営に関し必要な事項は、当該部局等が別に定める。

（専門部会）

第10条　委員会は、必要に応じ自己点検・評価専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

２　専門部会は、委員長の諮問により、個別の点検事項について自己点検・評価を実施し、その結果を委員会に報告するとともに改善策等を提言する。なお、既設委員会等で、この目的を達成することが可能な場合は、それをもって専門部会とすることができる。

３ 専門部会の構成、委員の任期等は、必要に応じて委員会が別に定める。

（庶務）

第11条　委員会の庶務は、総務課において処理する。

２　部局等委員会の庶務は、当該組織の担当事務において処理する。

３　専門部会の庶務は、点検・評価事項に応じて委員会が定める。

（雑則）

第12条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附　則（令和３年４月22日学長決裁）

この規程は、令和３年４月22日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別表（第９条関係）

部局等	美術工芸学部 音楽学部 造形芸術研究科 音楽芸術研究科 芸術文化学研究科 全学教育センター 附属図書・芸術資料館 芸術文化研究所 事務局